

(基本契約書第16条に係る合意書の参考様式)

## 債券貸借取引に関する基本契約書第16条に係る合意書

(以下甲という。)と (以下乙という。)とは、 年 月 日に締結した「債券貸借取引に関する基本契約書」第16条の定めにより、債券貸借取引に係る外貨の授受等に関して、以下のとおり合意した。

なお、本合意書における用語並びにその読替えについては、基本契約書に定めるところによる。

(外国通貨の受払等)

第 1 条 取引に係る金銭の授受は、円貨又は甲乙間の合意した外貨によって行うものとする。

2 外貨の授受は、原則として、甲が甲名義で開設する外貨預金勘定と乙が指定する乙名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行う。

(支払手段の売買)

第 2 条 個別取引について、甲が申出し、かつ、乙が承諾した場合には、当該個別取引に係る貸借料、担保金、追加担保金、担保金及び追加担保金に対する金利並びに貸借期間中の貸借対象債券に発生する利金・償還金相当額について外貨と円貨、又は外貨と他の外貨との売買（外国為替先物予約を除く。以下同じ。）及び外国為替先物予約を行う。

(外貨と円貨との売買等)

第 3 条 前条の定めによって外貨と円貨、又は外貨と他の外貨との売買を行う場合の適用レートは、売買を行った日における乙が定めるレートによる。

2 取引担保金又は取引担保金の代用有価証券等のうち貸借対象債券の表示通貨と異なる通貨の貸借取引通貨への換算は、取引担保金又は代用有価証券等の差入れ日の乙が定めるレートによる。

3 前条の定めによって外国為替先物予約を行う場合の適用レートは、予約を行った日における乙が定めるレートによる。

(外国為替先物予約)

第 4 条 第 2 条に定める外国為替先物予約に係る甲の乙に対する申出は、次に掲げる期間に行う。

(1) 貸借料

当該個別取引の約定日から取引決済日までの期間

(2) 担保金

① 差入れに係る予約

当該個別取引の約定日から取引実行日までの期間

② 返還に係る予約

当該個別取引の約定日から当該担保金の返還日までの期間

(3) 追加担保金

当該追加担保金の計算された日から当該追加担保金の差入れ日までの期間

(4) 担保金に対する金利

当該個別取引の約定日から当該金利の支払日までの期間

(5) 貸借期間中の貸借対象債券に発生する利金・償還金相当額

当該個別取引の約定日から当該利金・償還金相当額の支払日までの期間

(予約の取消し等)

第 5 条 第 2 条乃至第 4 条の定めに従って行われた甲乙間の外国為替先物予約は、基本契約書の定める事項に従い個別取引の内容が変更される事により、当該予約の内容が第 2 条乃至第 4 条に定める事項を逸脱した場合には、当該予約の取消し又は変更等を必要とする。

(予約に伴う債権債務の帰属及び履行)

第 6 条 甲は、次の各号に掲げる債権債務がすべて甲に帰属することを認める。

(1) 外国為替先物予約の決済期日又は決済期日前において、当該予約を決済した場合に生じた債権債務

(2) 乙の責に帰さない事由により外国為替先物予約の全部又は一部の決済が不可能となったことにより生じた債権債務

2 甲は、前項各号に係る債務については、乙の請求があり次第直ちに履行するものとする。

(予約の譲渡禁止)

第 7 条 甲は、外国為替の予約を他に譲渡しないものとする。

(費用の負担)

第 8 条 甲は、外国為替先物予約に関し、費用が生じた場合には、乙に当該費用をその都度支払うものとする。

以上を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲、乙各々が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ